

(一関市須川温泉地施設条例の一部改正)

改正前	改正後				
<p>(使用料) 第5条 前条の許可を受けようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(減免) 第6条 市長は、公共的活動を目的として、施設を利用しようとする者については、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任) 第7条 [略]</p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="165 884 1093 979"><thead><tr><th data-bbox="165 884 519 932">施設</th><th data-bbox="519 884 1093 932">使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="165 932 519 979">休憩所又は野営場</td><td data-bbox="519 932 1093 979">1人1日1回につき 100円</td></tr></tbody></table>	施設	使用料	休憩所又は野営場	1人1日1回につき 100円	<p>(委任) 第5条 [略]</p>
施設	使用料				
休憩所又は野営場	1人1日1回につき 100円				
備考 改正部分は、下線の部分である。					